

現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人は工事請負契約書第9条第3項において、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、常駐を要しないこととすることができる（以下「常駐義務の緩和」という。）とされています。

これまでも「契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間」「工事請負契約書第19条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間」「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間」及び「工事現場において作業等が行われていない期間」については、常駐義務の緩和を行うとともに、現場代理人が他の工事現場の現場代理人、監理技術者または主任技術者を兼務する場合（以下「現場代理人の兼務」という。）について、一定の要件下で実施してきたところです。

このたび、建設業法施行令が一部改正されたことを踏まえ、兼務要件（予定価格の上限）を一部変更するとともに、健康保険被保険者証の新規発行終了を踏まえ、確認書類を一部変更しましたので、お知らせいたします。

1 現場代理人の兼務要件

- (1) 現場代理人が兼務しようとする工事の予定価格（税込）がいずれも下記の金額未満の工事であること。

1) 発注業種「建築工事」以外の工事	4,500万円
2) 発注業種「建築工事」	9,000万円

※ 各工事の特性を踏まえ、予定価格が上記の金額未満でも現場代理人の兼務を認めないこととする場合がある。
- (2) 現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも東京都発注工事であること。

※ ここでいう「東京都発注工事」とは東京都の知事部局及び公営企業局等が発注する工事であり、政策連携団体等が発注する工事は含まない。
- (3) 現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも維持工事でないこと。

※ ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。
- (4) 現場代理人が兼務しようとする工事現場間の相互の間隔が直線距離で10km以内の範囲にあること。

※ 島しょ部においては、同一島内とする。
- (5) 現場代理人が兼務しようとする工事数は同時に2件までであること。

(6) 現場代理人が現場で不在となる際には連絡員を配置すること。

※ ここでいう「連絡員」とは現場代理人の不在時に現場で緊急を要する事態（たとえば事故対応や住民対応など）が生じた際、現場代理人に速やかに連絡を行う者をいう。

(7) 連絡員が配置時点の日において、受注者と直接的な雇用関係にあること。

(8) 現場代理人と連絡員との間で常に連絡が取れる体制であること。

(9) 現場代理人は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

※ 施工体制上の留意点

現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において「総括安全衛生責任者の選任を要するときにはその事業場に専属のものとすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3 現場代理人の兼務にあたっての手続

発注する工事が、現場代理人の兼務を認める工事である場合は、発注予定表にその旨を記載します。

当該工事で現場代理人の兼務をする場合、契約後、現場代理人及び主任技術者等通知書と併せて別記様式-1及び別記様式-2を監督員へ提出してください。

※ 別記様式-2には要件確認のための資料の添付が必要です。詳細は、別記様式-2をご確認ください。

4 適用時期

令和7年2月1日以降に公告等を行う案件から適用

【問合せ先】

水道局経理部契約課契約調整担当 直通(03)5320-6402

現場代理人の兼務に係る確認事項①

年 月 日

(宛先)発注者

住所
商号又は名称
代表者氏名

現場代理人が兼務する工事について、以下のとおり、確認しました。

工事件名	
契約番号	
☐	1) 現場代理人が兼務する工事がいずれも発注予定表及び特記仕様書で兼務が認められていること。
☐	2) 現場代理人が兼務する工事がいずれも東京都発注工事であること。
☐	3) 現場代理人が兼務する工事がいずれも維持工事でないこと。 ※ 維持工事とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。
☐	4) 現場代理人が兼務する工事現場間の相互の間隔が直線距離で10km以内の範囲にあること。(位置図) ※ 島しょ部においては、同一島内であること。
☐	5) 現場代理人が兼務する工事は本工事を含め同時に2件までであること。
☐	6) 現場代理人が現場で不在となる際には連絡員を配置すること。
☐	7) 連絡員が配置時点の日において、受注者と直接的な雇用関係にあること。
(位置図) ※工事現場間の距離を明示すること(別紙添付でも可)	

注: 上記すべてを確認し、レ又は■を記載すること。

現場代理人の兼務に係る確認事項②

年 月 日

(宛先)発注者

住所
商号又は名称
代表者氏名

現場代理人が兼務する工事及び配置する連絡員は下記のとおりです。

工事件名			
契約番号			
連絡員	氏名		
	雇用関係の確認	☐ 住民税特別徴収税額通知書 ☐ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ☐ その他	
現場代理人の兼務する工事	発注者		
	工事主管部署		
	担当者及び連絡先		
	工事件名		
	施工場所		
	工事内容	維持工事に該当	☐ する ☐ しない
	契約金額(税込)		
	工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
CORINS登録番号			
(備考)			

連絡員の要件確認のために必要な資料を添付して提出

※ 連絡員の「雇用関係が確認できる書類」の写し

- ① 住民税特別徴収税額通知書 ② 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 等

注1:令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が終了しましたが、有効期限前の健康保険被保険者証により確認することは、引き続き可能です。

注2:健康保険被保険者証の写しを提出する場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキングを施すこと。